

第16回 国立市男女平等推進市民委員会

1. 日時 令和5年(2023年)11月17日(金)午後5時～7時
2. 場所 国立市役所 委員会室
3. 出席者
委員 8名 太田委員長、本田貴子副委員長、遠藤委員、齋藤真希委員、巢内委員、
本田恒平委員、山下委員、吉川委員
事務局 6名 (松葉人権・平和担当部長、吉田市長室長、鈴木係長、金田係長、岩元主任、
西村主事)

【太田委員長】 委員会を開始します。配付資料の確認を事務局からお願いします。

(配付資料確認)

【太田委員長】 本日の資料の素案をもとにパブコメを募集することになるので、最終チェックをお願いしたいと思います。中身を確認していく中で、もう少しここを修正すべきだとか、こういう論点もあつたらいいといったことが、ご意見として出てくるかと思うのですが、今からだとパブコメに間に合わせるのが難しいということもあります。また修正の機会がありますので、大きな修正については次回という形で進めたいと思います。本日以降内容についてお気づきの点がありましたら、11月19日までに事務局にお送りいただき、11月22日からのパブコメ実施までに、私と事務局とで調整して最終的なものをまとめたいと思います。

前回の委員会での議論を踏まえていくつか修正が入っています。その中で、審議会委員の性別比については細かく確認したいと思います。その後、素案の全体について確認していくという流れにしたいと思います。では事務局から委員性別比について説明をお願いします。

【事務局】 資料2に沿ってご説明します。現在の附属機関設置要綱では、「男女とも30%以上となるよう努めることとする」という規定になっていまして、計画での目標としては、その基準を達成している審議会を全体の90%以上にするとしていまして、計画の変更案というところで、前回の委員会事務局としては、女性委員割合を40%以上と考えていましたが、特定の性が6割を超えないというような書きぶりがいいというご提案をいただきましたので、その方向でまとめています。

個々の審議会を縛る設置要綱での規定案は、「特段の事由がある場合を除き、特定の性が60%を超えないようにする」としていまして、特段の事由については、それぞれの審議会によって異なるわけですが、選任の決裁時に明記し、毎年度の状況調査で公表する形にしようと考えています。ただし、計画上の目標としては、特定の性がどうという書き方だと数字を追うのが難しいので、女性の割合が毎年どう変わったかを見ようということで、女性委員割合を全体の40%以上としています。

変更案の理由についてですが、まず40%以上ということの理由は以前もご説明しました通り、国の計画の中でもそのような基準になっていて、近隣市を見ても40%以上がほとんどですので、国立市も上げるというところです。

(2)の「特段の事由がある場合を除き」をつける理由ですが、審議会によってジェンダーバランスの重要性や、ジェンダーバランスの確保しやすさに差があります。例えば胃内視鏡検診運営協議会は、市内の胃内視鏡を行っている医師の集まる協議会で男性ばかりです。審議会の性質上、どうしてもそうなるという理由がある場合もありますので、そういった場合にも一律で40%以上とすると、

ルールの遵守ができなくなります。そのため、特段の事由があれば良いという形にしています。特段の事由が合理的かどうかについては、男女平等推進会議、今後はジェンダー平等推進会議という名称に変更予定ですが、そちらやこの委員会の最終評価でチェックしていくという形です。

(3)の「特定の性が」の理由ですが、男女とも40%以上という書き方と方向性としては同じです。微妙に違うところとしては、男女どちらでもないとか、ノンバイナリーの方とか、もしくはノンバイナリーかどうかはさておき、性別欄に性別を記載しなかった方の扱いをどうするかというところだと思います。例えば4人の審議会があった場合に、男女とも4割以上とすると、男性2人女性2人で、それ以外の方が入る余地がなくなります。特定の性、男女いずれかが6割を超えないというような規定にすれば、ノンバイナリーの方も入れます。

あとは、例えばジェンダーバランスのために女性の学識委員の方を選任しようとしたときに、所管課が女性だと思った方が性別欄では男性だったというケースはあまり想定できないですが、女性だと認識していた方が性別欄は空欄で出てきたといったケースは往々にしてあるかと思います。そういった場合も、一度こちらから女性だからとお願いした上で、性別欄が未記載で基準が達成しないからといって、ごめんなさいというわけにもいきませんので、そういった場合でも基準をクリアできるというところだと思います。女性を4割確保するというよりは、特定の性、特に男性に偏らないということでの書きぶりになっています。

(4)の留意点について、このようにノンバイナリーの方も選任できるような基準にした場合、男性も女性も何%いるのかというところを明らかにしないと、この基準を達成しているかどうか厳密に分かりません。例えば、審議会等委員女性割合の表をご覧くださいと、女性割合は出ていますが男性割合は出ていません。これは、男女二元論が前提で、女性でなければすなわち男性であるという前提での表です。特定の性が6割を超えていないかについて、例えば女性割合が30%の審議会だと、そのまま考えて男性が70%いるので基準を満たしていないということになります。ただし、必ずしも女性でない方が男性とは限らないと考えると、女性が30%である場合でも、特定の性が6割を超えないという基準に反しているかどうかは分かりません。

特定の性が6割を超えないというところを厳密に確認しようとするならば、女性委員の割合と男性委員の割合をそれぞれこの表に明記する必要があります。ただし、そうした場合には、ノンバイナリーの方とか性別非公表の方が、どの審議会に何人所属しているかということが明らかになってしまいます。前回の委員会でご説明した「女性委員が4割以上」という方法ですと、この表でも問題ありませんので、その懸念はなくなるのですが、「特定の性が」ということで正確に出そうとした時は、そういった懸念点があります。

もう1つの留意点としては、女性委員が40%以上という基準ではないので、可能性としては女性委員が0%でも、この基準をクリアしていることになる可能性はあります。それが良いか悪いかはあるとは思いますが。

あとは、「特定の性が」ということとは関係ありませんが、10人とか20人いる審議会ですと、全体としてのジェンダーバランスということになります。2人や3人の少人数の審議会ですと、各委員を性別で選ぶという要素が強くなるというところだと思います。

(4)の行政委員会についてです。これまで市の計画では、農業委員会、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会の5つの行政委員会、市長から独立した立場で権限を持っているような委員会ですが、そちらはこの30%という目標には含めていませんでした。選挙管理委

員会などは、市議会の選挙によって選任される性質でもありますので、目標としては引き続き含めない形で、事務局としては考えています。

【太田委員長】 審議会委員の性別の偏りをなくすということが、この計画で目指している目標であって、どんな規定の仕方をしたら到達しやすくなるかという議論になるかと思います。現時点での案としては、女性委員割合を全体の40%以上とすることを計画に盛り込むと。それを達成するための手段として、附属機関設置要綱では、「特定の性が60%を超えないようにする」という規定を設けて、それに沿わない場合はなぜそうなのかという理由の説明を求めていくという形です。

【本田恒平委員】 この表では、「総数」、「学識議員」、「職員」、「市民」、「その他」とありますが、「その他」と「市民」の違いは何でしょうか。団体から推薦される方は、市民の場合であれば「市民」にカウントされるという認識ですか。

【事務局】 「市民」の枠は基本的には公募市民です。学識の方がたまたま市民であっても「市民」の枠には入らず「学識」に入ります。「その他」に入るのは、関係団体から推薦で出てきていただく場合が多くなっています。

【本田恒平委員】 子ども家庭支援センター運営協議会では、「学識経験者枠の委員や団体から推薦される委員等、全ての委員において性別指定を行っていないため。」「左記の理由により達成は困難である。」となっています。これが通ってしまうと、何でも目標値に達しない理由になってしまうと思います。クォータ制で性別を指定した上で男女平等を推進するということだと思うので、「性別指定して行っていないから困難である」というのがどうなのかと疑問に思っています。

あと、給食センター運営審議会では、「推薦してもらった保護者委員の大半が女性である」と。でも公募市民が11名ですね。ここに男性がいなかったから11名全員女性なのか。給食というのは児童の健康を維持する上で多様な意見が必要だと思っているので、女性が固まっているという状態がどうなのか。「その他」に関しては推薦ということなので、かなり固定されてしまう要因があると思いますが、ある程度調整できるのはこの公募の部分ですね。もっと幅広く公募が始まったことを宣伝して、男性を中心に取っていくとか、あるいは女性の参加が少ないところは女性を中心に取っていくとか、調整できるのはこの枠だと思うので、そこは議論の余地があるかなと思いました。

【太田委員長】 特段の事由に当てはまるかどうかポイントだと思います。それをジェンダー平等推進会議やこの委員会でチェックしようというのが、現段階での素案です。これは理由になっていないということであれば、所管課に対応をお願いするというのをサイクルに組み込んでいくという想定かだと思います。ただし、具体的なチェック体制とか作業みたいのところまでは、今回の計画の素案にははっきりと書けないところだと思うので、実際の作業の段取りについてはこういう案で計画を立てていると理解するしかないのかなというところですが。

【山下委員】 特定の性が60%を超えないようにするという案がなるほどと思うのですが、今まで女性が40%という書き方を特定の性が60%とすることが、これ理由としてはマイノリティの方のことを踏まえてとなっていて、子ども家庭支援ネットワーク連絡会の代表者会議は女性が少なく、運営協議会になると逆に女性ばかりになっていて、私も児童福祉のいろいろな会議に入ると男性が私だけということも結構あります。これはこれで偏っていると思うし、給食センター運営審議会も女性が70%を超えていて、男性の視点から議論することも必要だから、特定の性が60%というのはその意味があるかなと思いました。ただ、そうは思ったのですが、女性が多い会議はその2つくらいで圧倒的に女性が少なく、性別比を問題にしているのは、おじさんばかりが政策や仕組みを決めてき

ているからおかしいよねと、女性も半分社会にいるのだから女性の意見も社会に取り組んでいこうということからスタートしていることを考えると、特定の性というよりは従来の女性が何%とはっきり言った方がいいのではないかなと思います。

女性がとすると、マイノリティの方、性別を明らかにしたくない方をどうするかというのは問題なのですが、性別比を問題にする趣旨というのは、男性だけに偏らないでいろいろな人の意見も取り入れていきたいと思いますというところに主眼があるわけなので、女性が少なくとも何%というふうに頑張ろうよと。マイノリティの方は数字には入れ込みづらいですが。マイノリティの方の部分を数字にするのは、アウトティング禁止が条例にあって、それを達成させましょうというのも変な感じですし。

別な観点からすると、他の自治体との比較とか過去と将来の比較とか、そういったところとの兼ね合いでも、特定の性という統計のとり方で大丈夫かなというところも気になりました。

【齋藤真希委員】 事務局の案もすごく良いと思いながら、一方で分かりにくさというかメッセージが伝わりにくくなってしまいうところが課題だと感じています。一番やらないといけないのは、男性ばかりが大事なことを決めているという環境を変えたほうが良いということであるとすると、男性が60%を超えないようにするという表現でもいいのかないかなと思いました。つまり女性及びジェンダーマイノリティが40%いたらいいということで。目的感はここというのとセットで語らないと伝わらないというようなイメージです。

【本田恒平委員】 政策のメッセージを指標の定義で回収するのか施策の目的の欄も含めて発信していくのかというのは、議論を分けた方がいいかなと。例えば、これまで男性中心のところがあったから女性をというメッセージは、政策目的のところを書いておけば事足りるのかという議論は必要かなと。

【吉川委員】 表現としては、この60%を超えないが非常に良いと思っています。男性だけでやるのをやめようというのと、もう一つは男女二元論から出ようというメッセージが、すごく大事にされているからこの表現をとられているのかな。男性でもなければ女性でもない。そういう人は話し合いに参加できないというメッセージの払拭になると思うので、私はこの表現が良いと感じています。二元論からの脱出も重要なのだというメッセージとともに出していくのが良いのかなと。

【本田貴子副委員長】 割合は分母にも影響されているかなと思います。例えば、選挙管理委員会は4名しかいないので、公募市民でたまたま4名のうち女性が1人しかいなかったということだと思うのですが、そこを2名2名にしたら50%にはなると思うのですけれども、分母が少ないところは難しいのかなと。ただ、目標に達しない理由がよく分からないのですが、「議員による選挙で選ばれるため目標値に達する選任は困難」となっていて、こう言い切っているのもどうなのかなと思います。人数を少し増やせば女性も増やせるとか、そういう解決方法はないのかなと思います。

【事務局】 先ほど山下委員から子ども家庭支援センターネットワーク連絡会についてご指摘がありました。1つずつ見ていくとそれなりの理由のある構成になっています。例えば子ども家庭支援ネットワークの代表者会議には、医師会長や歯科医師会長など各団体の代表が出てきますので、そこはロックせざるを得ません。実務者会議は市役所各部署の係長職が入る会議なので、係長職の性別比が反映されます。運営協議会は例えば幼稚園が順番で、今年はA園から保護者を出してください、翌年はB園の保護者を出してくださいという形になっています。日中に開催するか夜に開催するかで構成も、就労しているかしてないかみたいな話で変わってくると思います。

公募の部分についても、作文を出していただいて、その内容で採点をつけていきます。男女のバラ

ンスを考えられるかということ、その内容によるところがあります。もっと広く募集をかけて応募者を増やした中で選任する必要があると思うのですが、声をかけても3人とか4人の中だと、どうしてもそこから選ぶという課題があります。

【太田委員長】 様々ご意見いただきましたが、最終的にパブコメに出すにあたって、ここをこのままでいいかどうか変えるのかということ、今日決めたいわけですが。実際に偏りをどう是正するかということ、これはこれ以降の議論にするとして、女性を40%以上ということ、どうかということ、特定の性ということ、これは目標や計画の中で示すというよりは、注釈に各審議会についてという補足の記載がありますが、こういう形で特定の性が6割を超えないようにするというのを、最終的にどうするかまとめたいと思います。

事務局といろいろ打ち合わせをする中では、実際に委員の性別がどうなのかというデータを集める際に、男性か女性か記載なしかということ、データが出てくるわけで、記載がないケースがこの先増えるかもしれない。女性であっても女性とは書かないというケースが出てくるかもしれない。それをどう解釈するかという難しさもあり、目標として特定の性が6割を超えないみたいなことを仮にここに書き込むと、それぞれの性が何割だったのかという数字を明らかにする必要があります。女性か男性かそれ以外かという形でしか把握ができないので、実態に見合っていない、評価のためのデータが出てくる可能性もあることが想定されます。

その辺の難しさと、男性に偏っている現状を是正するという目的を勘案しながらいくと、女性委員が4割というのが、評価の際のデータの示し方から考えると現実的なのではないか。ただ、表に出さない実際に計画の進捗状況をはかる際には、特定の性が6割を超えないという目標を立てるという縛りを作っておくことで、それに達しない場合の理由の提示を求められるようになり、より実効性の高い取組を促せるのではないかという趣旨なのですね。非常にわかりづらくて表現も難しいところではあります。

【齋藤真希委員】 本田恒平委員と吉川委員が言ってくださったことを聞いてなるほど。特定の性という方がいいなと思ったので、特定の性が60%を超えないようにするというのを、一番大事な上の方に書いて、下の四角で囲ってあるところは、評価のやり方、手段の話だと思うので、そこは女性委員ではかりますとするのが、メッセージ的にも立て付け的にもいいのではないかと思います。

【太田委員長】 施策(13)の下にある説明書きのところでは特定の性が6割を超えないと書き、その下の取組内容では女性委員が4割以上と書くということでしょうか。

【本田恒平委員】 それに賛成します。ただし、目的のところを読まないで、今回の市民意識調査みたいに、男女平等というなら特定の性だけではないという意見がパブコメで集まると思うので、その記述は慎重に進めるのがいいと思います。市民意識調査で出た意見なども肯定しつつ進めないと、この委員会に対する不信感が市民の中に生まれてくる可能性もあるので、バランス取りながら、何を目標に何を指標に何を政策目的として書くのかというのは、やった方がいいと思いました。

【本田貴子副委員長】 現在の「男女とも30%以上となるよう努めることとする」というのが、パブコメに出した際に市民の人がこの箇所だけ見ると分からないと思います。この前提が分かるように、「これまで男女とも30%以上になるよう目指していましたが、今回は」みたいな注意書きがあると分かりやすいと思いました。

【太田委員長】 現在の計画との比較みたいな形でパブコメを募ることはできるのでしょうか。

【事務局】 34ページの現状と課題のところ、その旨を記載しています。

【山下委員】 私も吉川委員の意見と齋藤真希委員の提案を聞いて、それが多分一番いいなと今は思っています。経過からすると、男性ばかりでなくて女性も半分入ろうというところと、女性が主体という感覚が頭の中であって、メッセージとして女性が入るようにしましょうと言ったのですが、確かに一般市民の感覚からすると、女性だからという理由だけでどうして入れるのかというところが、意見として出ています。私としては、そういうものだと思いますが。ただ、特定の性に偏らないようにするということがきちんと伝わって、かつそのマイノリティにも配慮された特定の性が60%を超えないようにというふうに国立市としてはメッセージ出して、ただ統計を取る時には、セクシュアリティをオープンにしない方もいらっしゃるので、統計上は女性が40%かどうかではかるというのはいい提案だと思います。

【太田委員長】 となると、「女性委員の割合を全体の40%以上とすることを目指します。」と書かれている部分に、「特定の性が6割を超えない」という「6割」という数字を出すべきでしょうか。あるいは、「特定の性に偏りが生じないようにすることを目指します。」とする方が無難でしょうか。偏りが生じている現状を是正したいということですよ。6割かどうかというのは、あまりここでは重要でない気がしてきました。取組内容にある「女性が4割以上」というところとの整合性の説明がややこしくなると思います。「偏りがある場合にはその要因等を分析することで、その偏りの是正を目指します。」というような文章でいかがでしょうか。

【齋藤真希委員】 すごく難しくなってきました。特定の性が60%を超えないとするのがいいなと思ったのは、男女二元論みたいなところを意識しやすいかなというのがベースとしてあって、確かに説明はややこしいのですが、数字を入れたほうがいいのではないかと思います。偏りがある場合に是正したいということは、その上のところに書いてあるので、具体的にどのぐらいという数値があった方がいいと思いました。

【太田委員長】 ただ、取組内容とセットで見ると、上が6割と書いてあるのに下が4割というのはどういうことかというややこしさを生むのではないかという懸念があります。34ページの現状と課題に、偏りの是正に取り組む必要があるという表現がすでにあるので、それをここで繰り返すのかという話もあるとは思いますが。

ひとまず、「特定の性が6割を超えないことを目指します。」という文言を入れてみて、パブコメで市民の皆様がそれにどんなご意見を出してくださるか。数字のつじつまが合わないのではないかというご意見も出されるかもしれないですし、分かりにくいというご指摘もあるかもしれないですし、そうでもないかもしれないので、そういう形を出してみることにしましょうか。

【遠藤委員】 私たちはこうやって話をしているから分かるけれど、市民の方が見ると分かりにくいと思われるかもしれない。でも、分かりにくくていいのではないかと思います。これは何だと思って考えてもらうことも必要かなと。市民向けに分かりやすくしないといけないというのは、委員としてはあまり好きではありません。市民も一緒に考えてくださいというので構わないと思います。国立市は他の市とは違う取組をたくさんやっていて、新しいことをやっていく時は、複雑になってよく分からないこと、未知数を抱えながら進んでいくので、市民の人と一緒にその未知数を何とかしていくということでもいいのではないかと思います。

【太田委員長】 重要なご指摘だと思います。あまり分かりやすさを追求せず、37ページの一番上は、「特定の性が6割を超えない」という文章に修正し、取組内容は現状書かれているこのままの表現でということよろしいでしょうか。事務局の方で何か懸念されることとかありますでしょうか。

【事務局】 確認ですが、7ページの「評価と指標」の「審議会委員のうち女性の割合」のところは40%のままでよろしいでしょうか。ここは40%のままで、37ページのリード文は「特定の性が6割を超えないことを目指す」と。目指していることと指標の不一致が生じますが、それはそれでやむを得ないということによろしいですか。

【太田委員長】 この指標のところを、取組内容の文章で示すということになるのでしょうか。それだとリード文と一致しないという問題が出てきて、それが指標とも一致しないという話になってくるわけですが。リード文に6割というのを入れるか入れないかという話でもあるかと思うのですが、あった方がいいというご意見が先程出たわけですが、むしろ一致しないということの意味を市民の皆さんに考えていただくきっかけになるのではないかと、そういうことによろしいですか。

【齋藤真希委員】 7ページのところで指標としてこの数字ではかりますということが明記されているのだと思うので、それでいいのではないかと思います。あと市民の皆さんの声も聞いてみて、どういったものが出るのだろうと楽しみになってきました。

【山下委員】 市民の方に一緒に考えてもらうという趣旨からすると、注釈で説明があるといいかなと。特定の性が60%以上とならないようになっていて、指標では女性が40%としているのは、マイノリティの方がいらっしゃったり、統計を取ったりすることがあって、指標ではこうなって、一番のメッセージは特定の性が偏らないようにすることですというのが分かるような。それでも分かりづらいという意見が出るのかを見るということのも、あるかもしれないとは思いました。

【太田委員長】 その説明書きをここに入れるとしたら、「特定の性が6割」という「6割」の数字は省略可能かなとも思います。

【齋藤真希委員】 メッセージとして偏らせないということかなと思うので、そうですね。そこはそれでいいのではないかと思います。注釈が入ったほうが、偏りをなくそう、多様性のある方を入れようということがここに込められているということは伝わりやすいと思うので、それは入れてもいいかと思います。

【太田委員長】 となると、37ページにある注釈を、内容を詳しく変えた上で、リード文については女性委員の割合を全体の40%以上というのに変えて、特定の性に偏りが生じないようにするというような文言を入れると。

【山下委員】 60%は特に入れないで、特定の性に偏らないようにするのですと。指標は女性が40%ですと。

【太田委員長】 それだと7ページとの齟齬は最小限にとどまるかと思います。その方向で、注釈の表現についてはあまり時間もありませんので、事務局と私とで検討するというところで、お任せいただけますでしょうか。

では、残りの部分について議論していきたいと思います。事務局からコンパクトにご説明いただいて、最後にまとめて全体でというふうにさせていただきます。では事務局から説明をお願いします。

【事務局】 網掛け部分が前回のたたきからの主な修正箇所です。計画の基本理念ですが、前回はソーシャル・インクルージョンの言葉がカタカナ語で分かりづらいというところと、その説明の「包み支え合う」という言葉がどうなのかというご意見がありました。こちらの言葉自体が、人権条例の中で、市の基本的な考え方として定めているところで、その定義も条例に載っているもので、すべての施策の基本として条例上位置付けていますので、できればこのように残させていただきたいと思いません。ソーシャル・インクルージョンは1つ上に上げて、(1)～(3)について前回のご意見を踏ま

えてまとめています。

あとは基本的に、前回の委員会でもいただいたご意見を踏まえて適宜修正している部分と、担当課との調整の中で修正した部分があります。あとは、前回の委員会の後に本田恒平委員から様々ご指摘いただいた部分で、課題4のプレシングルの部分であるとか、課題6の長時間労働の部分、あとは本田貴子副委員長の方から、介護の周知を充実するといった部分、男性の健康課題のリスクに関する説明などについてご意見をいただき、補足を入れています。

【太田委員長】 ご自身のご意見を出された部分についてどんな表現になっているのか、前回のたたきと見比べながら、しばらくお時間を取ってご確認をいただいて、お気づきの点があったら出していただければと思います。では、しばらく時間を取りたいと思います。

(内容確認)

【太田委員長】 順番にやっていくと時間が足りなくなりそうなので、お気づきのところから順不同でご指摘いただければと思います。

【本田貴子副委員長】 事務局に意見を送って修正していただいた点を確認したのですが、29ページで、前は「男女別トイレがなくなるのではないかと」懸念の声」だったのが、「トイレに関する懸念の声」となっています。市民意識調査で書いた人はいろいろ思いもあると思うのですが、何も知らずに見た市民の方がこれだけ見てうまく伝わるのかなと思います。先程の遠藤委員の話のように考えると、分かりやすく書かなくても考えてもらえばいいのかなという気もしますが、30ページで、「誰もが利用しやすいトイレのあり方」となっていたのを「あり方」はやめたほうがいいのではないかとということで、私は「トイレの例」という意見を事務局に出しましたが、素案では「トイレの工夫」になっていて、この辺りも他の委員の方にも意見を聞きたいと思います。

【巢内委員】 性的マイノリティの現状と課題で、いきなりトイレの話題が来るのは本来の趣旨と外れるのではないかと。3段落目にある、性的マイノリティは孤立しやすいとか、精神的な課題や経済的な困難を抱えているというところが、当事者の方にとっては最も重要な問題なのではないかと思えます。トイレのことを書かなくてもよいのではと思うぐらい、そこに議論が収斂するのが本末転倒というか。今バックラッシュがすさまじいので、国会での議論で国会議員がひどいことを言うようなこともあります。そういうあってはいけないことが起きているので、まずは当事者の方が抱えている課題に寄り添っていくというところを、上に上げたほうがいいのではと思います。

【山下委員】 私も巢内委員の意見に100%賛成で、特に経済産業省事件の代理人を務めた立場からしますと、性的マイノリティの課題は本当に生活の様々なことがあるのにトイレのことだけで、しかもそれが誤解や偏見に基づいてピンポイントに言われている現状があります。確かに市民意識調査でトイレに関する「懸念」の声がいっぱい出ていたのは事実なのですが、その「懸念」というのがここにポンと出ると、あたかも国立市がその「懸念」はもっともだと受けとめているようにも見えるので、書くとしても「懸念」ではなくて「意見」ぐらいにしないといけないだろうと。そもそも巢内委員がおっしゃる通り、全体の課題からいった時に、一部の「懸念」でトイレのポイントだけここに出てくると、国立市として取り組もうとしているところがどこなのか誤解されてしまうのではないかと思います。「対立を危惧する声やいろいろな意見が上がっています。」ぐらいは書いていいと思うのですが、ピンポイントにトイレというのは省くべきではないかと思えます。次のページのトイレの工夫については、国立市はこういうふうなトイレの問題に取り組んでいるというのが分かりやすく、これはこれでいいと思うのですが。

【太田委員長】 30ページの矢川プラスのコラムは、あってもいいという感じでしょうか。

【本田恒平委員】 消すのであればここも消すことになるか、あるいはこれより後ろに「多様な性のあり方」のコラムがあるのが不自然な気がするので、それを前に持ってきて、このトイレの方を後ろに持っていくというのはあり得るかなと思います。確かに、「トイレに対する懸念が上がっています。」と書くと、両論併記的に認めているという態度を示すことになるので、それはこの委員会の本意ではないのかなと思います。

【太田委員長】 30ページのコラムと33ページのコラムを入れ替えるというのは、非常に自然な流れになっていいのかなと思います。事務局でそういった対応は可能でしょうか。ではその方向でお願いします。

29ページの文章については、確かにご指摘の通りだろうと思います。この計画は来年から5年間にわたって立てられるもので、理解増進法も今年の出来事ではあったので記憶も鮮明かと思うのですが、5年後までこの部分を残すというのはどうなのかと気になります。法律が今後近い時期に変わっていく可能性も十分にあるだろうと思われまので、「様々な意見が噴出し」というところも、だんだんリアリティがなくなってくるかもしれません。

最初の文の「先進的に取り組んできました。」というところは残しつつ、例えば29ページの一番下の段落の前半部分を上に上げるとか、そういった形で、「一方～求められます。」の文章を削除ということでもよろしいのかなと思います。トイレのところが目立ち過ぎないように、あるいは今年は分かるけれども来年以降はリアリティが薄れるのではないかといった記載は省いていくという方向でいかがでしょうか。また事務局とご相談させていただければと思います。本田副委員長の方は先ほどのご意見についていかがでしょう。

【本田貴子副委員長】 すっきりしたと思います。

【太田委員長】 では29ページから30ページにかけてはそういった方向で検討ということで。

【本田恒平委員】 提言との対応に関して、メールの方で意見を出した主な取組⑩の交流の場づくりについては、特に修正なしということでしょうか。ここの提言の担当された方がそれでよければいいと思うのですが。提言では若者自身が主体となって企画運営やSNSへの情報発信を行うことを推奨しているので、その要素が落ちていると思います。

【太田委員長】 交流できる場を定期的を開催するという取組に、若者主体ということを示した方がいいのではないかというご意見かと思いますが、いかがでしょうか。修正案としては、どういった文言が考えられますか。

【山下委員】 若い人たちが主体となって居場所づくりをしたり情報発信したりすることを、市が支援すると。

【太田委員長】 「安心して交流できる場を定期的を開催する」の後に、「また若者が主体となって行う事業を支援する」というような文章を追記するという。事務局の感触はいかがでしょうか。

【事務局】 現在進めている11市連携の居場所事業は、当事者団体の方と協力してやっています。その当事者団体も若い方がメインになっていますが、10代の若者ということではありません。若者主体というのをどういうニュアンスで捉えるかということかと思いますが、センシティブな課題に対して、市の方では専門性や安心感の部分を短期的には作り出せないということで、民間団体の方をお願いして、そこのスキームに乗って実施しています。若者というのが当事者の若者なのか非当事者の若者なのかはありますが、中学生とか高校生とか、そういう方が入ったときにうまく運営できるのか

というのが、その事業としてはあります。

その事業とは切り離して考えた時に、例えば大学のサークルなのか、そういう団地でやられている居場所事業的なものがあるならば、パラソルと組んで盛り上げるみたいなことができるかと思いますが、何もないところで、若者主体のものを市の方でというのは、主体的にやられているところがありきでということになると思います。そういうのがあれば、そういう書きぶり是可以すると思います。

【山下委員】 難しいですね。主体的にとはどういうことなのかと思うのですが、子どもの権利の話のときにいつも出てくるというか、子どもが主体ですよということを常に言います。守ってあげるとか支援してあげる存在ではなくて、子ども自身が主体的に動くのを周りがサポートするという。具体的な場面でどうするかというのは、個々のケースによると思うのですが、当事者団体をお願いして当事者団体が居場所づくりしているのだけれど、主人公が誰かと言ったら、そこに来た困りごとを抱えている若い人達で、その人たちが主体的に考えたり動いたりできるようにするのを、市や当事者団体が支える意識を持とうよ。市が提供してあげます、当事者団体がやってあげますではなくて、若い当事者の人達が、自分達が主人公だと思って動けることとして具体的に何だろうと。今パッとここでは出てこないですが、それを5年かけて考えていきたいと思います。

【遠藤委員】 今事務局の説明を聞いてよく分かりましたが、「近隣市や民間支援団体と連携し」から始まっているところに、行政の本音が出ていて自信のなさが伺われます。「若年層の性的マイノリティ当事者同士が安心して交流できる場」を先に持ってきて、その後に「近隣市や民間支援団体と連携し」、その後に「当事者主体の事業を定期的に開催する」とすれば、趣旨は伝わる気がします。

【太田委員長】 素晴らしいと思います。そういった文章に修正ということでもよろしいでしょうか。これで無理なく入ってくれると思います。

【齋藤真希委員】 13ページのところですが、前回の委員会の時に巢内委員が、男女の性差が賃金格差に表れているというところが課題だとおっしゃっていて、なるほどと思いました。すでに修正がありますが、賃金の性差の部分も書くといいと思います。男女の賃金差異の公表が301人以上の企業には義務づけられていて、そこに課題があるという認識がマーケット上もあるので、そこを補足すると、この提案に関しても厚みが出るのではないかなと思いました。

【太田委員長】 具体的にご提案としては、正規雇用割合の後に賃金格差もデータで示すという。

【巢内委員】 厚労省が出している賃金構造基本構造の統計データがありますので、それを見ると、男女別とか正規・非正規で出てきます。

【太田委員長】 端的に示せるデータを取って、シンプルに付け足すという形で。

【巢内委員】 15ページにセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する説明文が入っています。国連人口基金の定義では、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツとは「妊娠、中絶、避妊、出産、ジェンダーに基づく暴力、性教育など幅広い領域をカバーしている人間の基本的な人権」と言われています。

若年世代のプレコンセプションケアというところがあって、政府は少子化を解消するために、若い人に子を産んで育てていただきたいので、妊娠・出産できるように健康を整えましょうみたいな話があるのですが、フェミニストの側からは、産むか産まないかを自分で決めることが重要なんですね。プレコンセプションケアがあってもいいかもしれないですが、それに対応する形で避妊や中絶に関してもあるといいかなと。皆さんの意見もお聞きしたいのですが。

私も子どもが2人いるのですが、妊娠も出産も育児も極めて大変です。少し前に朝日新聞で金原ひ

とみさんが「『母』というペルソナ」というのを書かれていて、育児は本当にやっつけられない、苦しいことだと。母であることは辛いとお書きになっていて大変共感しました。良いことばかりでもないということで、産まないこととか避妊をすることとか、そのこと自体も女性が運動して勝ち取ってきたことなので、説明文のところに少し触れていただけると。産むことばかりに期待をされるのは辛いと思いますので、産まないことの権利についてもあるとバランスがとれると思います。

【太田委員長】 SRHRの説明については、どの説明を採用するかという問題でもあって、ここに書かれている説明書きでもそれなりに内容が伝わるようになってきているかなとも思います。子どもを持つか持たないかというところから始まっていて、今ご指摘の点についても前回からの修正としては割と盛り込んだ修正になっているかなと思います。もう少し踏み込んで修正するとすれば、そもそもプレコンセプションケアについて言及する必要があるのかということもあります。この言葉を入れることで、そちらの方に意識が誘導されるということもありますので、産むか産まないかの選択は各自の権利なのであるというようなところを主張するならば、プレコンセプションケアについては削除の方向でもいいのかなと思います。ただ、これが大事だというような文脈もちろんあると思うので、産むか産まないかの選択というところを強調しすぎるあまり、プレコンセプションケアの重要性を軽視するもよろしくないかなとも思いますが、皆様いかがでしょうか。

【山下委員】 妊娠・出産をする方向の説明にウェイトが入っている印象です。「不妊治療が保険適用になりました。」、「若年の方は将来の妊娠・出産に備えて」で終わるから、女性イコール出産する方向でという形に言っているよねと。ただ、若い方が将来産むか産まないかとか、いつ産むかとかいうことに備えて、自分の体のことについてきちんと正しい情報を教えてもらうことで、主体的に考えられるようにするという意味では、プレコンセプションケアの話をここで書くこと自体は必要でもあるかなと思いますが、その方向だけではなくて、そもそも妊娠しないとか避妊のあり方とか、あるいは中絶についても、男女ともにですけど、情報を得てどうするかということも主体的に考えていけるようにするというのがセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツだから、妊娠・出産と合わせて避妊とか中絶とかについても、支援や教育をする必要がありますというのを入れると、バランスのとれた分かりやすいまとまりになるかなと思います。

【太田委員長】 そうすると1文目と2文目の間に入れる形でしょうか。そもそもこの最初の文章が前回の意見を受けて新しく追加された文章で、ここの考えや選択を尊重した支援ということを強調しようということで入れたわけですけども。不妊治療という具体的なことに言及するのであれば、産まない権利とか避妊のことについても具体的に書かないとバランスを欠くということでしょうか。

【遠藤委員】 セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツという言葉は最近メジャーになってきているので、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖の健康と権利）というような書き方が良いかなと。あと「2022年から不妊治療が保険適用される」といかにも推奨しているような書き方ですね。どうして具体的な保険適用されるなんて言葉が入るのかよく分からないので、書かなくてよいのではないかと思います。最後に「将来における様々な選択を助けるような情報提供を行うなど、その重要性が十分認識されるよう取り組むことが必要です。」と、これが結論でいいと思うのですが、プレコンセプションケアに比重がありそうに見えてしまう気がします。

【太田委員長】 今注釈で書かれている文章を本文に入れてしまったほうがいい感じがします。セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（SRHR）（性と生殖の健康と権利）と、少し長くなる気もしますが、そのように書き換えた上で。

【遠藤委員】 「不妊治療が保険適用」というのは入れないといけないのでしょうか。

【太田委員長】 2つ目の文章は削除の方向でいいかもしれないですね。その代わりに、1つ目の次に注釈の部分が続けるとかですかね。プレコンセプションケアはどうしますかね。残しますか。プレコンセプションケアの部分を外すなら、その直前で「様々な選択の幅を広げる取組が」と書いてあって、その次に「将来における様々な選択を助けるような」となってくどい気もするので、この辺を工夫して。不妊治療の保険治療については削除と。プレコンセプションケアについても削除で。

【巢内委員】 これだけ少子化なのですが、どうも女性は子どもを産まなければいけないという圧力がとても強いのではないかと思うのですね。むしろ、例えば避妊をするとか、体に負担がないように中絶ができるとか、そういったことを若い人には知ってもらいたいとか、あるいは性的同意の問題とか。そのことがひいては自己決定で、自分を尊重した妊娠を、希望すればですが、そういったことにつながるかなと思います。

【太田委員長】 今のご意見をコンパクトに表現してここに入れることができればと思いますが、どういった表現ができますかね。

【齋藤真希委員】 妊娠・出産・避妊・中絶と、全部並べてしまってもいいのではないかと思います。全部選んでいいよと。妊娠・出産だって大切なものなので、それらはすべて選んでいいですよ、エンパワーしていいよとなるのではないかと思います、いかがでしょうか。

【太田委員長】 そうするとバランスは良くなるかなと思いますが、妊娠・出産・避妊まではいいとしても、中絶というのは相当な痛みと困難を伴うものでもあるので、その前段階できちんとした性教育と様々な情報提供を受けて、望まない選択をしなければならない状況をできるだけ避けていく取組を、進めていくべきだということになると思うので、選択の権利がありますということだけをここで述べるというよりは、望まない結果にならないように、様々な情報提供なり取組が必要だということになるのかなと思います。選択を助ける情報提供も大事なのですが、選択を助けるだけではなくて、望まない結果に期せずしてなってしまうということも避けるということも大事であって。

【齋藤真希委員】 そうですね。中絶はやっぱり強いですよ。避妊くらいまでならいいですかね。

【巢内委員】 国連の定義をもう一度申し上げると、私が翻訳をしたのですが、「性と生殖の健康と権利は、妊娠、中絶、避妊、出産、ジェンダーに基づく暴力、性教育など」ということで、性教育のところとか情報提供のところとか、妊娠するかしないかの前の段階で書かれています。あと最近議論になっている性的同意のこととか、そういったことを文言に入れてみるとか。

【山下委員】 中絶というと、妊娠・出産・避妊とはステージが違うというのはその通りだなと思いつつ、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中核でもあります。望まない妊娠をしないようにするための支援もちろん大事なのですが、実際に妊娠して出産するか中絶するか悩んでいる人がいたときに、どういう支援を周囲がするかとか未成年の女性が中絶したいとなったときに誰の同意がいるのかということに誤解が多かったり、中絶するか判断がぶれてしまったりする人がいるとか、実際に中絶するかしないかは別の観点で、緊急避妊薬などが議論になっていますが、それを皆で議論して考えていくとか、そのところと全部つながるところでもあるので、妊娠・出産・避妊・中絶と書くのがいいのではないかなと思います。妊娠・出産・避妊等とまとめるのか中絶も入れるのか、皆さんの意見も聞きたいなと。

【太田委員長】 皆さんの意見をお聞きすればするほど、個々の表現は慎重に考えるべきだと思います。今からここを大幅に書き換えてパブコメに間に合わせるのは少し難しいのではないかと。た

だ、このままの状態ではパブコメにかけるといのは、やや抵抗があるところで、今の様々なご意見は次回以降の修正に反映させるということで、本日はひとまずパブコメに向けて最低限どこを変えるという落としどころを見つけられればと。「性と生殖の健康と権利」というところに、注釈の部分をつけ足す形で表現を変えるというのは対応できると思います。あと、不妊治療のところを削除というのも対応可能だと思います。プレコンセプションケア以降については、次回対応するということがいかがでしょうか。ひとまずこの後半以降は残すということで。

【遠藤委員】 この書き出しが妊娠・出産から始まっているから強烈なのだと思います。そうでなくて、「性と生殖の健康と権利については」となっていれば違うと思うのですが。

【太田委員長】 その点も踏まえて、最初の1文を修正するというので、事務局の方も時間的には大丈夫そうでしょうか。また後でご相談させてください。では、残りの部分についてお願いします。

【吉川委員】 22ページで、「若い世代に向けたデートDVの情報提供」というのが増えたのがすごくいいなと思ったのですが、若い世代だけではなく多様な世代に向けてとしたらいいと思います。

【太田委員長】 では、若い世代と言うのを多様な世代にするということで。

【遠藤委員】 24ページに困難な問題を抱える女性等への支援と書いてある下に注釈で、「課題4では女性への支援だけでなく男性等への支援に関する内容も含んでいます。」というのはいかでしょうか。

もう一つ、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が困難女性支援法となっていますが、今後国立市では困難女性支援法と統一して表記するとお決めになったのでしょうか。

【事務局】 まず困難女性支援法の表記ですが、厚労省のホームページに略称を出していたと思いますので、それに則っています。注釈で「男性等への支援に関する内容を含みます。」としていることについては、課題4では困難女性支援法に基づく内容を盛り込んでいるところですが、正式な計画としては別途作るということで、ここの中には例えば男性の性被害者の支援に関する内容など、女性に限らないものもあるということ明示するために注釈を加えています。

【遠藤委員】 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律は、女性への支援が必要だということで作られた法律だと認識していて、女性への支援、女性への福祉としては、売春防止法しかなかったというのがあって、それも加害者が罰せられるのではなくて、被害者の女性が罰せられる法律なのだと、そういうことを総括してできた法律なので、ここに男性というのが入っていると少し違和感があります。男性への支援に関する内容というのが具体的に何か分からないと、せっかくできた女性支援法の趣旨が半減してしまうかなと思ったので、ここは検討していただきたいと思います。

【太田委員長】 この注釈はこの委員会から出された意見ではなかったと思いますので、削除も含めて検討かと思います。私も、女性等の「等」にすでに含まれているので、わざわざ注釈はいらないかなと思いますけれども、皆様いかがでしょうか。では、事務局の意図も分かるのですが、この注釈は削除と言うことで。

【事務局】 国立市では法律ができた後に、女性支援新法という名称で遠藤委員を含めた女性支援団体の皆様と啓発は進めていました。遠藤委員のご質問の趣旨は、市が使っている名称が2通りあるのではないかと、統一した方が良いのではないかとということですので、一旦この名前を出しつつも、どちらの名前を市としての略称として使っていくかは検討したいと思います。

【太田委員長】 では、次回以降の議論に反映させるということでお願いします。

【巢内委員】 時間もあまりないので、これから文言を変える必要はないと思うのですが、15ペー

ジの健康に関するジェンダー格差というところで、「男性は生活習慣や過重労働」と書かれていて、フェミニズムの一つの発見で、女性は確かに賃金労働には従事していなかったとしても、家庭の中で育児や家事などの無償労働に従事していて、家の中で育児や家事をしている時間は働いているのですね。確かに、日本は非常に長時間労働なので、男性ももちろん対応しなければいけないのですが、男性だけの問題というふうにはフェミニストからは見えないですね。今回は時間がないと思うのですが今後気にしていただければと思います。

【太田委員長】 今回も文言を工夫できるのであれば検討したいと思います。では、そろそろ時間ですので、今出していただいたご意見の他に気づきの点がありましたら、11月19日までに事務局に連絡をお願いします。次回の進め方について事務局から説明をお願いします。

【事務局】 7ページに計画の指標があり、この指標が適切かどうかというところについて十分な議論ができていませんが、一旦パブリックコメントはこの指標を出させていただいて、後の回で指標について議論する時間を取らせていただければと思います。

報告ですが、LGBTQに関する取組を評価するPRIDE指標に昨年応募して認定されて、今年度も同様にエントリーして、昨年同様ゴールドと複数の団体との協働事業を評価いただいたレインボーをダブルで受賞しました。今年は、愛知県の岡崎市と新潟の三条市も出されていて、自治体に広がるのは良いことだと思います。この受賞に恥じない政策をやっていかなければというところです。

11月22日から12月12日にパブリックコメントを実施します。今頂いた内容については事務局と委員長のほうで協議をして細かいところを詰めたと思います。次回の委員会は12月20日水曜日の17時から、3階の第1・2会議室で行います。今回はパブリックコメント結果の確認と、計画案の検討に進んでいきたいと思います。

【太田委員長】 PRIDE指標も2年連続でおめでとうございます。市役所の中での職員の方の労働環境が評価されたということで、素晴らしいことだと思います。では、今日はこれで終了したいと思います。ご協力ありがとうございました。

— 了 —